

**一戸町医療費助成事業
8月1日から『中学生』も現物給付の対象に**

町では、乳幼児や児童生徒、重度心身障害者などを対象に医療費の助成を行っています。(要申請)
なお、右記のうち『乳幼児』、『妊産婦』、『小学生』、『中学生※』は、現物給付の対象者となります。

現物給付の対象者が医療機関を受診する場合は、医療機関窓口を受給者証を提示し、助成分を差し引いた金額を支払うこととなります。

※8月1日以降の受診分から適用になります。

■申請

印鑑、健康保険証、預金通帳、認定要件を満たす書類(身体障害者手帳など)を持参の上、問い合わせ先へ申請してください。

■その他

住所や加入医療保険などに変更があった場合や、受給者証の紛失などで再交付を受ける場合は、手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 税務町民課 ☎ 33-2111 内線 116

事業名	対象
乳幼児	出生から小学校就学前まで
児童生徒等 ※所得制限あり	小学生、中学生、高校生など(18歳以下)
妊産婦	妊娠5カ月に達する月の初日から出産日の翌月末まで
重度心身障害者 ※所得制限あり	身体障害者手帳1級、2級 障害基礎年金1級 療育手帳A 特別児童扶養手当1級 ※上記いずれかに該当する人
ひとり親家庭	ひとり親家庭の親および児童 父母のない児童 ※児童とは、18歳に達する年度末までの児童を指します。
寡婦 ※所得制限あり	以前にひとり親家庭の「親」として医療費助成受給資格があった女子で、かつ40歳から69歳の住民基本台帳で世帯主の人

お盆期間中のごみ収集 早朝収集は朝6:30までに

8月の祝日およびお盆期間中のごみ収集は次の通りです(早朝収集の日は、6:30までにごみを出してください)。

二戸地区クリーンセンター(☎25-5660)が稼働している時間帯は、家庭ごみ(可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ)の持ち込みができます(粗大ごみ以外は30円/10*、粗大ごみは100円/10*。

例年、お盆期間中はごみが多くなります。ごみの分別にご協力ください。

☎ 水環境課 内線 225

月日	収集内容	クリーンセンター
8月10日☉	早朝収集 一戸地区は生ごみも回収	8:45~14:00
11日☽	通常収集	通常営業
12日☽	通常収集	通常営業
13日☉	早朝収集 一戸地区は生ごみも回収	通常営業
14日☉	早朝収集	通常営業
15日☉	早朝収集 小型粗大ごみの収集地区のみ	休み
16日☉	休み	休み

※果物や野菜などは、細かく切ってから捨ててください。生ごみの水分はしっかりと切ってください。

休日開庁のお知らせ(8月)

【マイナンバーカード交付窓口】 ■日時…8月9日☉、29日☉ 9:30~12:30(※) **■場所**…税務町民課
※新型コロナウイルス感染症対策のため、受付時間を短縮しています。

町道鳥越旧国道北線 災害による全面通行止めのお知らせ

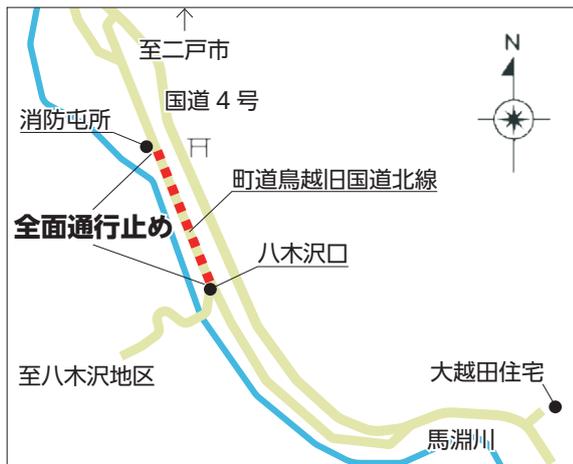
7月12日の豪雨災害により道路が崩壊したため、町道鳥越旧国道北線の八木沢口から屯所までの区間を、全面通行止めにしてあります。

今後、被害が拡大する危険がありますので、復旧までの間、国道4号の通行をお願いします。

■**規制内容** 全面通行止め
(車両、緊急車両、歩行者通行不可)

■**期間** 7月12日から当面の間

☎地域整備課 ☎ 33-2111 内線 245



『いくべ号』はお盆期間、運休します

デマンド交通「いくべ号」はお盆期間中、運休します。

■**運休期間** 8月13日㊤～16日㊤

※県北バスは、休日ダイヤで運行します。

☎一戸町デマンド交通 ☎ 33-3000

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者は、毎年、現況届や所得状況届の提出が必要です。

届出をしないと、次回以降の手当を受けられなくなります。手続き案内と届出用紙は、8月上旬に郵送します。忘れずに届出してください。

■**提出期間**

- ・児童扶養手当 8月3日㊤～8月31日㊤
- ・特別児童扶養手当 8月11日㊤～9月7日㊤

■**受付時間** 8:30～17:15

※8月21日㊤、24日㊤は、18:30まで受付時間を延長します。

■**場所** 総合保健福祉センター

☎健康子ども課 ☎ 32-3700 内線 618、641

定期的に宅内排水設備の点検を ～破損すると詰まりや悪臭の原因に～

公共下水道や奥中山地区農業集落排水の排水管は、公共マスを境に、宅内排水設備と道路側下水道管、マンホールに管理が分かれています。

個人管理の宅内排水設備のマスぶたや配水管が破損すると、雨水や土砂が入り、詰まりや悪臭、汚水処理場の故障につながります。

定期的に設備の点検を行い、破損しているときは、町指定の排水設備指定工事店（町HP掲載）へ連絡してください。※料金は個人負担となります。

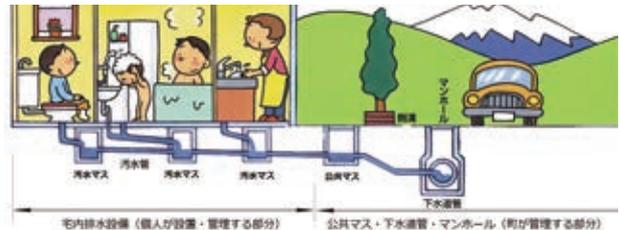


工事店一覧

また、汚水マスや公共マスは点検口となりますので、地上から見えるようにしてください。

公共マスや下水道管の修理は、町が行います。破損したときは水環境課へご連絡ください。

☎水環境課 ☎ 33-2111 内線 227、228



宅内排水設備（個人が設置・管理する部分） 公共マス・下水道管・マンホール（町が管理する部分）

二戸高等技術専門学校 オープンキャンパス 開催

二戸高等技術専門学校では、高校生を始め、地域の皆さまに広く本校を知っていただくため、オープンキャンパスを実施します。

本校の概要や各科の紹介のほか、施設見学もを行います。参加料は無料です。ぜひ、ご参加ください。

■**日時** 8月7日㊤ 10:00～12:00

■**場所** 二戸高等技術専門学校

(二戸市石切所字上野々92-1)

■**内容**

全体説明、自動車システム科・建築科の紹介、施設見学、個別相談、学生寮紹介、県北ものづくり企業紹介など

■**その他**

- ・同日午後には、高校生を対象とした『夏の体験入校』を行います。
- ・事前申込みが必要です。詳しくは、本校ホームページをご覧ください。

☎二戸高等技術専門学校

☎ 23-2227

※ホームページは右のQRコードからアクセスしてください。



浄化槽でお宅を水洗化しませんか？～令和2年度の申込みを受付中～

町が設置し、維持管理を行う町設置型浄化槽の設置申し込みを受け付けています。

■対象者

公共下水道や農業集落排水区域以外に居住している町民

■設置工事（町が設置）

設置後に分担金を納付していただきます。

（例：7人槽の場合：11万円）

※浄化槽本体までと本体から放流先までの、宅内外の排水管やトイレなどの工事は個人で施工していただきます。

■維持管理

町が維持管理を行います。月々の使用料（定額）を水道料金に上乗せして、お支払いしていただきます。

（例：7人槽の場合：月額5,500円）

■併用可能な補助事業

・水洗化改造資金融資あっせん及び利子補給制度

☎水環境課 内線 227、228

・一戸町住宅リフォーム支援事業

☎地域整備課 内線 282

※上記いずれも新築の場合は対象外です。

■その他

・希望者には、資料送付や個別相談など対応します。

・浄化槽設置工事は、申請から完了まで通常3カ月ほど期間を必要とします。新築および増改築を併せて検討中の場合は、施工期間にご注意ください。

・9月末を締め切りの目途としておりますので、お早めにご連絡ください。

☎水環境課 ☎ 33-2111 内線 227、228

水洗化工事資金に対する融資あっせん・利子補給を行っています

工事資金の融資あっせんと、利子補給により、水洗化工事の負担を軽減します。

■融資対象者（家屋新築と同時は対象外）

①公共下水道…下水道が使用可能になった日から5年以内に水洗化工事を行う人

②町設置型浄化槽…設置した年度に水洗化工事を行う人

■融資金額

一般住宅…100万円以内／1戸

共同住宅…60万円以内／1世帯

■返済方法 5年以内に元金均等割賦返済

■連帯保証人 1人必要

■取扱金融機関

ゆうちょ銀行を除く町内の金融機関

■利子補給

①公共下水道

下水道が使用可能になった日から

3年以内：全額、5年以内：半額

②町設置型浄化槽 全額

（例）100万円借り、5年間（60回）、利率2%で返済した場合

	返済額	利子返済額 (全額の場合)
初回(1回目)	26,500円	
2回目以降(～60回)	16,500円	
合計	100万円	50,550円

月々の返済額により利子返済額が変わる場合があります。

■その他

・申請者の年収などで、融資条件を満たさない場合もあります。事前に金融機関へご確認ください。

・一戸町住宅リフォーム支援事業と併用できません（地域整備課 内線 282）。

☎水環境課 ☎ 33-2111 内線 227、228

ひとり親家庭のための出張個別相談会 開催

ひとり親家庭のお父さん、お母さんのための出張個別相談会を開催します。学費、養育費など、お気軽にご相談ください。

■日時 8月21日(金)、24日(月)（予約不要）

各 11:00～14:00

■場所 総合保健福祉センター

☎二戸保健福祉環境センター ☎ 23-9202

新幹線走行試験にご協力ください

JR東日本では、下記の期間で新幹線走行試験を行います。ご理解とご協力をお願いします。

■期間 9月11日～12月2日

■時間 23:00～翌5:00

■区間 仙台～八戸、新青森間

☎東日本旅客鉄道株式会社

盛岡支社企画室 ☎ 019-625-4019

【新型コロナ対策】ひとり親世帯臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金が国から支給されます。

【基本給付】

次の(1)～(3)のいずれかに該当する人

- (1)令和2年6月分の児童扶養手当受給者（※¹）
- (2)公的年金等（※²）を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人
- (3)新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている人

※¹…児童扶養手当法に定める「養育者」も対象

※²…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

【追加給付】

左記(1)、(2)のうち、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人。

■給付額

基本給付…1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

追加給付…1世帯5万円

■申請

(1)に該当する場合は申請不要です。8月ごろに児童扶養手当支給口座に振り込まれます。

(2)、(3)に該当する場合、および追加給付を受ける場合は、申請が必要となります。詳細は、下記へお問い合わせください。

☎健康子ども課 児童班 ☎32-3700 内線617

【新型コロナ対策】町内事業者へ店舗などの家賃を補助

町では、新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、家賃（土地代含む）の一部を補助します。

■対象者

町内に店舗がある、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業などで、次のいずれかに該当する事業者。

- (1)令和2年4月から9月までのいずれか1カ月の売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者。この期間内で休業した場合も同様。
- (2)令和2年2月から9月までの連続する3カ月の売上の合計が、前年同月比で30%以上減少した事業者。

■内容

家賃の2分の1の額（消費税、光熱水費は除く）

※1カ月あたり10万円まで（最大3カ月分）

■申請

以下の書類を、令和2年11月13日☎までに商工観光課へ提出してください。申請書様式は町ホームページからダウンロードするか、商工観光課にお申し出ください。

【必要書類】

- ・一戸町地域企業経営継続支援事業費補助金交付申請書
 - ・家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写しなど）
 - ・売上の減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳の写しなど）
 - ・申請月に休業した場合は、休業を証明する書類
- 不明な点は、下記へお問い合わせください。

☎商工観光課 33-2111 内線264

戦没者などの遺族を対象に『特別弔慰金』を支給します

戦後75年に当たり、今日の我が国の平和と安全の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金が支給されます。

■対象

令和2年4月1日時点で『恩給法による公務扶助料』や『戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金』などを受ける人（戦没者などの妻や父母）がいない場合に、次の順番による最も先順位の遺族一人に支給。

▶戦没者などの死亡当時の遺族で…

- ①…令和2年4月1日までに戦傷病者特別援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②…戦没者などの子

③…戦没者などの『父母』、『孫』、『祖父母』、『兄弟姉妹』（死亡当時の生計関係により順番が入れ替わります）

④…上記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた場合に限る。

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 令和5年3月31日まで

※期間を過ぎた場合、受給できなくなりますので、ご注意ください。

■請求窓口 町総合保健福祉センター

※事前に電話予約をお願いします。

☎福祉課 32-3700 内線604